

第 5 1 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会

平成 2 3 年 7 月 1 3 日 (水)

午後 1 : 3 0 ~

1 4 A 会 議 室

出席委員	1 号委員 一木明委員, 小堀志津子委員, 青木格次委員, 加藤一克委員, 小野口睦子委員, 森本章倫委員, 安藤英夫委員, 森賢一郎委員
	2 号委員 小平美智雄委員, 櫻井啓一委員, 綱河秀二委員 塚田典功委員,
	3 号委員 高橋啓一委員
代理出席	3 号委員: 井澤清二委員(代理出席者: 佐藤 俊明) 竹村政之委員(代理出席者: 塚野 重徳) (計 15 名)
欠席委員	(0 名)
出席幹事	大島一夫幹事, 平手義章幹事, 赤石澤亮幹事, 池田潔幹事(代理 出席: 大家哲), 鈴木勝雄幹事, 田辺義博幹事 (6 名)
臨時幹事	(0 名)
事務局	田嶋実書記, 大貫真一書記 松本朝行書記 (3 名)
説明員	道路建設課 (2 名) 中澤説明員, 菅原説明員

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております第51回宇都宮市都市計画審議会次第、2つ目に議案書第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案となっております。

3点目に宇都宮市都市計画審議会委員名簿となっております。

4点目に説明資料議案第1号として「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」A3版、説明資料1-1、裏面が1-2となっております。

第2号議案の説明資料といたしまして「宇都宮都市計画 区域区分の変更」、A3版、説明資料2-1、裏面が2-2となっております。

第3号議案として「宇都宮都市計画用途地域の変更」A3版、説明資料3、裏面が第4号議案として「宇都宮都市計画 地区計画の決定について」説明資料4となっております。

第5号議案として「宇都宮都市計画道路の変更について」、3・5・101号松原鶴田線、3・5・110号 弁天通り、A3版で説明資料5-1、5-2となっております。

また本日お席に配布してございます参考資料「とちぎの都市ビジョン」A4版、1部をご用意しております。

以上の資料となっております。不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたり大島都市整備部長よりご挨拶申し上げます。

皆さんこんにちは。都市整備部長の大島と申します。よろしく願いいたします。審議会の開催に当たりまして一言ご

挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様には大変お暑い中またお忙しい中，審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。また，日ごろから宇都宮市政の運営におきましてご協力，ご支援をいただきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

宇都宮市都市計画審議会で昨年4月に改定いたしました第2次宇都宮市都市計画マスタープランですが，その中で目指すべき将来の都市像は，宇都宮らしいネットワーク型コンパクトシティの実現による暮らしやすい，また集いやすいことが続けられる都市をかなえて行くことであります。

一方でご承知のとおり，都市を取り巻く環境が非常に大きく変化をしており，ますます厳しさを増しているということもございます。

その中で宇都宮市におきましても，人口の減少や超高齢社会の到来が目前に迫っているということもあり，こういったことに対応した誰もが暮らしやすいまちづくりが大きな課題となっております。

3月に起きました東日本大震災により，宇都宮市の市民生活や市内の産業も非常に大きな被害を受けており，これらの一刻も早い復旧と今まで以上に防災性の評価というのも求められてきております。

今後はこれらの課題に対応しながら，先ほど申しましたような将来の都市像に向けてまちづくりを進めていくということもございますが，その中で基本となるものが都市計画行政というものでございまして，果たすべき役割が非常に大切なものだと考えております。

また，都市計画に関しまして調査審議をいただいております都市計画審議会の役割も非常に重要なものになってきております。委員の皆様には，これまで同様に審議会に付議されます案件につきまして，それぞれご専門の立場から将来の都市像につながるようなご議論やご審議をしていただきますよ

大島幹事

う，ご協力とご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではございますが，ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

田嶋書記

今回の審議会は今年度最初の審議会になります。

新たに委員としてお願ひした方もいらっしゃいますので，委員の皆様のご紹介と幹事・事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元の「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」をご覧ください。

第1号委員として，学識経験者のお立場でご出席いただいております一木明委員です

同じく，小堀志津子委員です。

同じく，青木格次委員です。

同じく，加藤一克委員です。

同じく，小野口睦子委員です。

同じく，森本彰倫委員です。

同じく，安藤英夫委員です。

同じく，森賢一郎委員です。

次に，第2号委員として宇都宮市議会からご出席いただいております小平美智雄委員です。

同じく，櫻井啓一委員です。

同じく，綱河秀二委員です。

同じく，塚田典功委員です。

続きまして，第3号委員といたしまして，関係行政機関からご出席いただいております委員をご紹介します。

最初に高橋啓一委員です。

同じく，井澤清二委員です。本日は代理として，次長の佐藤俊明様が出席されております。

同じく，竹村政之委員です。本日は代理として，課長補佐の塚野重徳様が出席されております。

田嶋書記

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。まず、幹事の紹介をいたします。

都市整備部長の大島です

地域政策室長の平手です。

環境保全課長の赤石澤です。

農業振興課長の代理の大家です。

道路建設課長の鈴木です

都市計画課長の田辺です。

続きまして事務局職員の紹介をいたします。まず都市計画係長の大貫です。

都市計画係長の松本です。

最後に私、都市計画課長補佐の田嶋です。

それでは「第51回宇都宮市都市計画審議会」を開催いたします。

森本会長、進行をよろしくお願いします。

森本議長

それでは只今より「第51回宇都宮市都市計画審議会」を開会したいと思います。

開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

お暑い中お集まりいただきありがとうございます。

3月11日の東日本大震災、原発の問題、風評被害、不安定な社会情勢が続いております。

私自身も岩手県の三陸にある被災した都市の復興計画をお手伝いしております。皆さんもテレビで見られたと思いますが現地は大変な状況であり、一日も早い復旧復興を願っておりますが、なかなか前に進みにくいというのが現状です。

お手伝いしている中で、まちづくりや都市計画がいかに重要であったのかを再認識するとともに、被災地の復旧復興も非常に重要であります。宇都宮の時間をかけた災害に強いまちづくりが非常に重要であると改めて再認識した次第です。

森本議長

今日また重要な案件が何件かありますが、皆さんと活発なご議論をさせていただきながら、少しでも持続可能な宇都宮というところで、先ほど大島部長さんからもお話がありましたけれども、われわれにできる限りで力を尽くす所存にございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでははじめに、本会の成立について事務局より報告をお願いします。

大貫書記

はい、議長。本日の会議でございますが、現在出席委員は15名でございます。これは当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

なお、本日の会議の傍聴者はありません。

また、今回は一部の委員が改選になったことにより、会長職務代理者が不在となっております。条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ指名する」旨が定められておりますことから森本会長によるご指名をお願いいたします。

森本議長

事務局より、会議の成立について報告がありました。

本日は、皆様のさまざまな見地からのご意見をいただきながら効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

それでは、早速会議次第に従い会議を進めてまいります

最初に、先ほど事務局から説明がありました会長職務代理者の選出でございますが、まことに僭越ですが私から指名させていただきます。

本審議会は、本市の特徴を反映しながら適正で迅速な調査審議を行っていく必要があると考えます。

つきましては、市政全般に高い見識をお持ちでおられます綱河委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

綱河委員、よろしくお願いいたします。

綱河委員

よろしくお願ひいたします。

森本議長

続きまして当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、加藤委員と安藤委員の2名にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

本日の議題といたしまして、議案は5件となります。

この議案につきましては、平成23年7月8日付 宮都第280号、第288号、第289号、第290号、第291号にて市長から諮問がなされております。

議案第1号と第2号につきましては、法第18条に基づき、宇都宮都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針の決定と区域区分の変更に関することであり、県の都市計画の決定に際して意見を求められている議案でございます。

議案第3号、第4号につきましては、宝木の郷の用途地域の変更と地区計画の決定に関する議案でございます。

また第5号議案につきましては、都市計画道路の変更に関する議案でございます。

このことから、まず議案第1号と議案第2号を一括で審議し、次に議案第3号と第4号を一括で審議、その後議案第5号を審議したいと考えておりますがよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

森本議長

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

全委員

異議なし

森本議長

審議の公開に際し、傍聴者の方はいらっしゃらないのでこ

田 辺 幹 事

のまま審議に入ります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」と、議案第2号「宇都宮都市計画 区域区分の変更」について事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第1号「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」についてご説明いたします。

お手元の議案第1号及び説明資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは、説明資料1-1をご覧ください。

1. 付議の理由ですが、栃木県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「都市計画区域マスタープラン」の都市計画を決定するにあたり、都市計画法18条により関係する市町への意見照会があったことから、当審議会の意見を伺うために付議するものです。

2. 「都市計画区域マスタープラン」とは、モータリゼーションの進展や少子高齢化などの社会情勢の変化を背景に都市が郊外に広がるという都市化社会から安定・成熟した都市型社会へと変化していることなどに対応した都市づくりを進めるため、平成12年に都市計画法が改正され、新たに設けられた制度であります。

なおこちらは都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向を示すもので、県が策定するものです。

定める内容は「都市計画の目標」「区域区分の有無」「主要な都市計画の方針」でございます。

3. 県内における「都市計画区域マスタープラン」についてですが、平成16年4月に線引き都市計画区域で3区域23市町、非線引き都市計画区域においては21区域21市町で定められております。

4. 今回の見直し・改定についてですが、市町村合併などに

より都市計画区域の統合などを行い，線引き都市計画区域が3区域，非線引き都市計画区域が15区域となっております。

なお非線引き都市計画区域の「上河内都市計画区域マスタープラン」につきましては，前回の審議会でご審議いただいたところでございます。

5.策定方針・位置づけ等についてはありますが「都市計画区域マスタープラン」は県が策定するものですが，策定に当たりましては，都市計画の専門家やまちづくりの主体である市町の意見を聞き，栃木県全体の考え方を示した「栃木県都市計画区域マスタープラン策定基本方針」をあらかじめ定め，また「とちぎの都市ビジョン」を踏まえて策定されております。

6.とちぎの都市づくりと見直しの方向性についてはありますが，都市づくりの方向性の概要は資料に記載のとおりであります。

また「とちぎの都市ビジョン」では，拡大成長型の都市づくりから持続可能な都市づくり，いわゆる集約型都市づくりへの転換が示されておりますので，その方針に沿って区域の特性に合った考え方・取り組みを整理しております。

本日参考資料として配布させていただきましたのでご参照ください。

次に説明資料1-2をご覧ください。左側は平成16年策定の「宇都宮都市計画区域マスタープラン」の位置づけと概要をまとめたものです。

上位計画である「栃木県総合計画」に即して「宇都宮都市計画区域マスタープラン」が策定され，市町合併前の宇都宮市，河内町において「宇都宮市都市計画マスタープラン」「河内町都市計画マスタープラン」をそれぞれ策定いたしました。

都市計画の目標につきましては，目標年次は平成22年で，県を代表する広域拠点機能の強化や広域連携軸を生かしたまちづくりを基本理念として掲げております。

区域区分の有無につきましては都市の成長性の高さや良好な市街地環境の形成を図るために、区域区分いわゆる線引きを行うこととしております。

主要な都市計画の決定の方針につきましては、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針や都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針など記載のとおりであります。

右側が今回ご審議いただきます「宇都宮都市計画区域マスタープラン」の位置づけと概要になります。

上位計画である「栃木県総合計画」及び平成21年11月に策定されました「とちぎの都市ビジョン」に即して「宇都宮都市計画区域マスタープラン」が策定されます。

この「宇都宮都市計画区域マスタープラン」に即して「宇都宮市都市計画マスタープラン」を策定するのですが、平成22年4月に既に策定しましたことから、市のマスタープランとの整合を図りながら県と意見調整を行ってまいりました。

都市計画の目標であります。議案書では1ページになります。目標年次は平成27年で都市計画区域を構成する自治体は記載のとおりとなっております。

説明資料に記載しております自治体名の右肩※印につきましては、自治体の一部が宇都宮都市計画区域となっているものでございます。

基本理念といたしましては、議案書9ページから11ページにありますように地域特性を生かした集約型都市づくり、東京圏への近接性、広域交通網を生かした都市づくり、広域公共交通ネットワークを生かした総合的な交通体系の構築などを掲げております。

区域区分の有無につきましては議案書16ページになります。東京圏を中心に人口や産業の流入が期待されるとともに、県の中心的役割を担う区域であることから計画的な土地利用

の誘導を図る必要があります。

郊外部においても農地や自然環境への市街化の圧力が懸念されることから引き続き「区域区分を定める」こととしております。

議案書 17 ページをお開きください。

区域区分の方針として概ねの人口を平成 27 年で 806,500 人、市街化区域内人口を 602,700 人としております。

また(3)市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係については、平成 27 年の市街化区域面積を概ね 15,688 ha としております。

主要な都市計画の決定の方針につきましては、18～37 ページになります。

説明資料にも記載しておりますように(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針、(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針、(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針をそれぞれ掲げており、内容につきましては記載の通りでございます。

今回の改正点の特徴といたしましては「とちぎの都市ビジョン」で示された「とちぎの集約型都市づくり」を受け「地域特性を生かした集約型都市づくり」「交通ネットワークの構築」を基本理念に掲げたところでございます。

なおこの都市計画案につきましては、県の公報や県と市のホームページにより周知を図り、平成 22 年 10 月 29 日から 11 月 12 日に都市計画法第 16 条に基づく素案の縦覧を実施し、宇都宮都市計画区域全体において縦覧者 11 名、意見申出書の提出はありませんでした。

また平成 23 年 6 月 8 日から 22 日まで都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を実施したところ縦覧者はおりませんでした。

以上で議案第1号「宇都宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関する説明を終わります。

続きまして議案第2号「宇都宮都市計画区域区分の変更(案)」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

こちらは区域区分変更の計画書でございます。

県においては「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の策定作業と合わせて，将来の市街化区域の人口フレームを定めるという作業を行っております。今回は保留人口の枠として4，100人を確保しております。これにより計画的な市街地の整備が確実となった場合に，その人口の範囲内で計画人口に見合う規模の面積を市街化区域に編入できることとしております。

2ページ目をお開きください。こちらは新旧対照表でございます。

3ページ目から5ページ目までは総括図，計画図になっております。

なお今回，宇都宮都市計画区域においては高根沢町と壬生町で区域区分の変更を行います。

3ページ，4ページが高根沢町，5ページ，6ページが壬生町分となっております。

それでは説明資料2-1をご覧ください。上から順にご説明させていただきます。

まず区域区分いわゆる線引きにつきましては，市街化区域と市街化調整区域に区分することにより，市街化区域では市街地の計画的な整備を誘導するとともに市街化調整区域では農林業用地の確保や自然環境の保全を図ることを目的としている制度であり栃木県が行うものでございます。

区域区分の変更につきましては，上段の四角の中の記載にございますように先ほど議案第1号で説明いたしました「都市計画区域マスタープラン」や「都市計画運用指針」，栃木県

が策定しております「市街化区域及び市街化調整区域の区分の見直しに関する実施要領」に基づき、コンパクトシティの実現や市街化区域内における秩序ある土地利用、計画的な市街地の整備がおこなわれること、将来の人口の見通しなどから総合的に判断し実施するものでございます。

これらに基づきまして資料中程の矢印の下にございますように、今回の宇都宮都市計画区域内の区域区分の変更は「高根沢町」において土地区画整理事業を実施する区域面積約19.3haと「壬生町」においてすでに住宅地として開発された市街化区域の縁辺部であり、地形地物が明確化された区域面積約0.2haの区域において区域区分を変更し市街化区域に編入することとしております。

なお本市の区域区分につきましては、資料下段左側にありあますように平成22年4月に策定しました「都市計画マスタープラン」の中で将来都市像として、ネットワーク型コンパクトシティや土地利用の方針において市街地の拡散につながる市街化区域の拡大は行わないことなどがかかげていることから、矢印右側にありますように今回の区域区分の変更はございません。

最後に矢印下の今後の課題といたしまして、本市におきましては、平成19年3月の市町合併後、市域内におきまして「宇都宮都市計画区域」と「上河内都市計画区域」が併存しておりますことから、一体的なまちづくりを行っていくうえでの課題として認識しており今後はその対応について取り組んでまいります。

今回の区域区分の変更（案）につきましては、議案第1号と同様に県の公報や県と市のホームページにより周知を図り、平成22年10月29日から11月12日に素案の縦覧を実施し、宇都宮都市計画区域全体において縦覧者9名、意見申出書の提出はありませんでした。

また平成23年6月8日から22日まで案の縦覧を実施

田辺幹事

し、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

次に裏面の説明資料2-2をご覧ください。

議案第1号の「宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び議案第2号の「区域区分の変更」までの策定の経過と今後の予定でございますが、ご覧のように非線引き都市計画区域である上河内都市計画区域と線引き都市計画区域である宇都宮都市計画区域の策定スケジュールが異なっており「上河内都市計画区域マスタープラン」につきましては、今年2月に当審議会でご審議いただき、その後県都市計画審議会での審議を経て7月1日に決定をいたしました。

本日ご審議いただきます宇都宮都市計画区域マスタープランと区域区分の変更につきましては、本日の都市計画審議会の後、今月下旬に予定されております県都市計画審議会の議を経て10月に決定告示の予定となっております。

以上で議案第2号「宇都宮都市計画区域区分の変更」(案)に関する説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様からご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

塚田委員

上河内都市計画区域マスタープランが7月に決定されており、今回の案件は10月に決定予定ということではありますが、上河内の線引きはいつ行うのですか。

田辺幹事

説明にもございましたように2つの都市計画区域が並存しているという課題ですが、合併の協定書や県の都市計画の設定方針の方法におきまして、次回の区域の見直しを目途に検討しております。

今回は並存のままいきますが、今後の都市の状況、用途変更など検討したうえで次回に改めて検討していきたいと思ひ

ます。

平成27年を目途にしております。

塚田委員

平成17年当初の合併協議会の内規で決まったのですか。それとも進行中のスケジュールで決まったのですか。

田辺幹事

合併協議の中で線引きについては次々回にということになっております。

平成19年に定められておりますので、その予定の中で現在進行しております。合併時の平成19年から言いますと今回は次回ということで、その次平成27年が当初のスケジュールということになります。

塚田委員

分かりました。

森本議長

そのほかにいかがでしょうか。

質問にもありましたとおり、線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域という難しい問題を含んでおりまして、これは引き続き議論し平成27年までに検討するという事です。

今回は従来を踏襲する形をメインにしておりますので、特段皆様からご意見がなければお諮りしたいと思います。

一木委員

宇都宮市の問題ではないですが、線引き地域の壬生町と高根沢町については、結果的に市街化区域を広げることになると思います。しかし、基本的にコンパクトシティを目指すということと市街化区域を広げることとは、基本的な考え方としては矛盾しているのではないのでしょうか。

個別問題や各論の問題はどこの地域にも必ず何らかの事情があるわけですから、各論の個別地域の問題を1個1個見ていくと、市街地を広げる方向に進んでしまうことがあるので

はないでしょうか。

原則論としてコンパクトシティを目指すというのであれば、市街化調整区域を市街化区域にすることは、ある意味非能率的、行政の特徴と言われるような批判となるのではないですか。

田辺幹事

ご指摘の点ですが、栃木県全体では集約型の都市構造、コンパクトシティを目指すというキーワードがございます。その中で高根沢町につきましては、今回、市街地の計画的な整備の見込みが確実になったことから一団の市街地整備として区域に取り込んだということがございます。

先ほどの1号議案において人口フレームという形がありますが、将来の人口が収容できる規模を市街化区域として設定していますので、その中で目指すべき密度を配分したときに、高根沢町の穴抜きの部分につきましては市街化区域に編入し、一体になったうえでの生活圏の整備を行うという県の考えがあると聞いております。

一木委員

1号議案の説明資料によりますと、基本理念のところにかつてはコンパクトで機能的な生活空間の構築、良好な営農環境の調和を目指すと書かれていますが、今回の部分には抜けています。

さらに言えば項目は違いますが、東京圏を中心に人口や産業の流入が期待され、市街地規模の拡大の可能性が高いと指摘されているわけです。これは予測の問題ですから、こういう予測をされたのであれば仕方ないですが、私は全体的な市街地の拡大はしないで、従来の市街地の中で人口の流入や産業も吸収していくのがコンパクトシティの考え方ではないかと思っています。

しかし中にはそういう予測があるので、市街地の拡大もやむを得ない、については調整区域をやめて市街化区域の線引き

を拡大してもやむを得ない、その様に捉えてしまう人もいると思うのですが、その辺はどうお考えですか。

田辺幹事

おっしゃる意味はよくわかりますが、一方では都市整備の時間軸や整備の水準を見たときに、現在の高根沢町における市街地の形状という中で都市整備としては、当地区は確実に市街化するというのを聞いております。

宇都宮市におきましては現在の市街化区域を維持し拡大をしないという方針をそのまま維持しております。

宇都宮都市計画区域を概観しますと、宇都宮市を中心拠点といたしまして、真岡市や鹿沼市が副次拠点、その周辺に生活拠点があるような構造となっています。その中におきまして、やはり集約型の都市を目指すという理念を維持しつつ部分において調整が行われているというように市としても理解しております。

加藤委員

都市計画税というのは、県全体を考えながら運営する都市計画税なのか、宇都宮市が都市を良くするための税なのか教えていただきたい。

田辺幹事

都市計画税とは目的税でございまして、都市の整備に使うものですので、宇都宮市の固定資産にかかる税金になりますが、それは宇都宮市の中での都市整備に対して充ててまいります。

ですので、他の市町においてはそちらの都市計画税で、都市整備に充てるという考え方であります。

加藤委員

わかりました。

森本議長

他にいかがでしょうか。

櫻井委員

税の話が出たのですが、全体的なことになると思うのですが、農家の方については固定資産税が上がっていくのかなと思います。現在の宇都宮市においても市街化区域の中の農地の固定資産税の部分で大変ご苦労されていまして、市街化区域でありますので、調整区域と違って変わっていくかと思いますが、対策というか固定資産税の部分の説明・考え方を教えていただければと思います。その辺の考え方についてはいかがでしょう。

田辺幹事

固定資産税の観点と都市整備の都市計画区域の市街化区域の問題ですが、これにつきまして40年間都市整備した中で、完全に連動している、必ずしも一致しているというわけではなく、今の法制度上の課題として、行政側も捉えているところがございまして、いかにご理解していただけるような形にしていくか今後の課題としているところです。

それがどのように対応できるかというところまでは法整備の方もそこまで進んでいないというのが現状です。

櫻井委員

審議会で話ができるのは限られてしまっているのですが、国においても税制対策とか農地の固定資産税の問題あるかと思うのですが、将来的に考えていかなくはないのかと思うのですが、国においても税制対策とか農地の固定資産税の問題あるかと思うのですが、将来的に考えていかなくはないのかと思っておりますので、都市計画だけでなく全体的なことも検討していただければと思います。

森本議長

その他いかがでしょうか。議論は出尽くしましたでしょうか。私のほうから一言だけお話いたします。

先ほど一木委員からのご指摘もあり、栃木県も栃木の集約型都市づくりということで、コンパクトシティを目指す、県ではコンパクトシティ・コンパクトタウン・コンパクトヴィレッジというような文言で栃木県全体もコンパクトな形でまちづくりをしていきたいと思いますというスタンスでおります。

森本議長

一方で良好な居住環境を作っていくというのも重要な視点で、一木委員からも市街化区域が若干広がるというご指摘があります。

全体としては、人口が大きなフレームで増えない中での議論でございますので、引き続ききちんと我々が議論しながら良好な市街地が出来上がっているのか、持続可能な社会になるのかという視点から議論できればと思っています。

ご意見・ご質問も出尽くしたようですのでお諮りいたします。

議案第1号「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」、議案第2号「宇都宮都市計画 区域区分の変更」について「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

続きまして議案第3号、第4号と続けて事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それではご説明します。

お手元の資料に基づいてご説明いたします。

議案第3号「宇都宮都市計画 用途地域の変更」、議案第4号「宇都宮都市計画 地区計画の決定」につきまして、一括してご説明させていただきます。

資料表紙の右上に議案第3号、議案第4号と記載してあります議案書にて議案の概略をご説明したあとA3両面印刷の説明資料3、4に基づき内容等のご説明をいたします。

それでは議案第3号「宇都宮都市計画 用途地域の変更」の1ページ目をお開き下さい。用途地域変更の計画書でござ

います。

ここでは用途地域の面積構成などを記載しておりますが、ゴシック書きの太字になっているところが変更される部分であり、変更により面積の増減の生じる部分でございます。

2ページをご覧ください。変更前と変更後の対照表でございます。左から2列目、面積の欄の上段は変更後の用途地域ごとの面積、下段の括弧書きは変更前のものであります。こちらもゴシック書きの太字になっているところが変更後の用途地域毎の面積となります。

3ページをお開き下さい。総括図でございます。赤の実線で囲まれたところが今回変更の宝木の郷地区の位置を示しております。

4ページをお開き下さい。計画図でございます。第一種低層住居専用地域の容積率60%、建ぺい率40%の地域を容積率80%、建ぺい率50%へ変更するものでございます。

次に、議案第4号「宇都宮都市計画 地区計画の決定 宝木の郷地区計画」についてご説明いたします。

まず議案書をお開きください。1ページ目は今回決定しようとする「宝木の郷 地区計画」の計画書でございます。

2ページ目が宝木の郷地区 地区計画の総括図でございます。

3ページ目が宝木の郷地区 地区計画の計画図でございます。

それではこれら用途地域の変更と地区計画の決定の詳細につきまして、A3版の説明資料3、裏面の説明資料4に基づきご説明いたします。

説明資料3をご覧ください。まず「1.変更する都市計画の内容」についてご説明いたします。

位置図につきましては、左下に表示してございますので併せてご参照下さい。

当地区は、個人施行の宝木下細谷土地区画整理事業によ

って道路や公園といった都市基盤が整備されることが確実であり，それによって創出される良好な住宅地としての環境を地区計画によって維持保全することが確実となりましたことから，用途地域における容積率と建ぺい率の緩和を行い，低層住宅地としての利用増進を図るものでございます。

次に「2.地区の概要及び位置図」についてご説明いたします。

本地区及び周辺の用途地域は，第一種低層住居専用地域であり，ゴルフ練習場として利用されてきました。現在はゴルフ練習場の郊外移転を契機に，土地区画整理事業を実施しており，今後は公共施設の整備改善を行い，宅地としての利用増進を図ってまいります。

続きまして，右側の「3.都市計画変更の趣旨」でございしますが，現在この区域一帯は用途地域が第一種低層住居専用地域であり，容積率60%，建ぺい率40%でございしますが，今後は土地区画整理事業の進捗や地区計画の導入により住宅地としての良好な環境が担保されますことから，低層住宅地としての宅地利用増進を図るために，容積率80%，建ぺい率50%へ変更を行うものでございます。

参考図の左側は，変更前の用途地域を示しております。現在，土地区画整理事業区域とその周辺の用途地域は「第一種低層住居専用地域」を定めております。変更後は，右側にございますように区域内の容積率は80%，建ぺい率は50%へ変更になります。

続きまして裏面をご覧ください。議案第4号の地区計画の決定についてご説明させていただきます。

「1.決定する都市計画の内容」でございしますが，土地区画整理事業により宅地が創出されることから，閑静な住宅地としての良好な環境を創出するとともに，将来においてもその環境が維持保全されるよう「宝木の郷地区計画」を定めるものでございます。

「２.地区計画における制限の内容」でございますが地区計画区域内における制限は表のとおりとなっております。上から順にご説明させていただきます。

まず、建築物等の用途の制限についてであります。良好な住宅地としての環境を確保するため第一種低層住居専用地域に建築できる建築物のうち建築可能なものを一戸建ての専用住宅、住宅兼用店舗、公共公益上必要な物、これらに附属するもののみとしております。

次に、建築物の敷地面積の最低限度についてご説明いたします。地区内の敷地の細分化による建て詰まりなどを防止していくため、敷地面積の最低を165㎡といたします。

次に、建物の外壁など建築物の壁面の位置の制限についてであります。良好な景観形成や日照、通風、プライバシーを確保するため、道路境界及び隣地境界から建築物の壁面までを1.0m以上セットバックすることとします。

また建築物などの形態又は意匠につきましては原色を避け、住宅地の環境にふさわしい落ち着いた色調とします。

最後に、かき又はさくの構造の制限についてであります。防災・防犯の観点、また緑化の推進による開放感のある景観を確保するため地区内の道路に面する部分については原則として高さ1.5m以下の生垣としておりますが、隣地境界や周辺の道路に面する部分については、透視可能なフェンスなどを設けることも可能としております。

なお、これらの案につきましては地権者の方より「宇都宮市地区計画等の案の作成に関する条例」第5条の規定に基づき、良好な住宅地としての環境を維持・保全することを目的とした地区計画の申し出がありましたことから、都市計画決定の手続きを進めてきたところであります。

案の周知につきましては、都市計画法第16条に基づく「素案の縦覧」を平成23年5月6日から2週間実施しましたほか、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」を広

田辺幹事

報うつのみや6月号や市ホームページなどでお知らせし、平成23年6月23日から7月7日まで行いました。

縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして議案第3号、第4号「宇都宮都市計画用途地域の変更」「宇都宮都市計画地区計画の決定」の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様からご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

一木委員

従来この地域は容積率60%建ぺい率が40%だったわけですが、容積率80%建ぺい率を50%に増やすということですが、この周辺の地域はいくつなのでしょうか。

田辺幹事

周辺の地域の容積率・建ぺい率は変更しませんので、従来どおり容積率60%建ぺい率40%でございます。

一木委員

今回の区域だけが増えるというわけですね。

田辺幹事

この区域だけが増えます。

一木委員

それが何か公平の観点、あるいは全体の都市計画、一般的に言えば数字は低ければよいとはいえないが、周辺が容積率80%建ぺい率50%であればやむをえないと思いますが、周辺の容積率が60%建ぺい率が40%なのに対し、ここだけが周辺地域よりも突出する形になるのはどうしてかお聞きしたいのですが。

田辺幹事

第一種低層地域の建ぺい率40%容積率が60%という当初の設定であります。周辺の低層な住宅地、市街地整備が

まだ進んでいない状況で空間を確保するという意味から建ぺい率40%容積率が60%という制限をしております。

今回区画整理事業により良好な住環境が揃うというなかで、地区計画をあわせて定めることでその環境が維持されることから緩和という方法を考えております。

これにつきましては、周辺の良い住環境の1つの形成のインセンティブな扱いといたしまして地区計画を定めることによりまして緩和されます。しかしながら建ぺい率50%容積率80%は、一般的な建ぺい率60%容積率200%よりは十分厳しい状況であります。

本市の用途地域の決定の方針におきましても、建ぺい率40%容積率60%、また地区計画や区画整理の良い住宅地においては建ぺい率50%容積率80%、さらに大規模なところにおきましては建ぺい率50%容積率100%という組み合わせを想定しておりまして、今回は区画整理事業と地区計画をあわせた整備なので建ぺい率50%容積率80%に緩和するという考えでございます。周辺につきましてもこのような区画整理や地区計画がこれをインセンティブとして広がっていくことが期待されているという状況でございます。

一木委員

地区計画や区画整理のためのインセンティブになるということですが、今の地域で言えば最低敷地面積165㎡であるというのが1つの大きな理由となっておりますが、周辺地域を165㎡にするといっても現実にはできないわけですよ。

小さな区画ができているとすれば、区画整理をしない限り大きくなるわけですので、区画整理をできない地区は建ぺい率50%容積率80%にしたいけれどもできないですよ。

この地域だけ特別に道1本挟んだら建ぺい率・容積率が高くなっているという意味での不公平感は起こらないのかという懸念があります。

田辺幹事

新たに建ぺい率・容積率を定めるだけでなく、良好な都市施設の整備、道路や公園を土地区画整理事業により減歩の形で集約され、その基盤が整備されます。その中での宅地における緩和でありますから、周辺につきましては従来の都市整備が十分でない中で空間を確保するという意味で、建ぺい率40%・容積率60%という値を設定しております。

森本議長

なかなか難しい議論かもしれませんが、建ぺい率40%容積率60%と建ぺい率50%容積率80%は実質上そんなに大きな差は見られません。

ちなみにこちらの減歩率はいくらでしょうか。

田辺幹事

区画整理の減歩率は公共保留地合算減歩といたしまして、41%でございます。

森本議長

施行者は41%の減歩をのんでやっているということもあり、その辺も勘案していただけると先ほどの事務局の説明の理解を助ける説明になると思います。

特にご意見ないようでしたら、お諮りいたしますがよろしいですか。

議案第3号、第4号について「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

続きまして、議案第5号「宇都宮都市計画道路の変更」について事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それではお手元の資料に基づいてご説明いたします。

議案第5号「宇都宮都市計画道路の変更について 3・5・101号 松原鶴田線」及び「3・5・110号 弁天通り」をご説明させていただきます。

資料につきましては、第5号議案書とA3版の「説明資料5-1」及び「5-2」を併せてご覧いただきながらご説明したいと思います。

まず議案書についてご説明いたします。議案第5号の1ページをお開きください。

今回変更しようとする「3・5・101号 松原鶴田線」及び「3・5・110号 弁天通り」の変更後の計画書であります。この2路線につきましては、車線数が2車線であるため宇都宮市決定となります。

変更の理由であります。最下段にありますように「土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、円滑な交通処理、また歩行者の安全な通行を確保するため、本案のように変更しようとするもの」であります。

詳細につきましてはこの後ご説明させていただきます。

次に2ページをお開きください。こちらは新旧対照表となっております。

上段が変更後で下段の括弧書が変更前となっておりますが、今回は都市計画道路区域の一部の変更となるためこの表自体の変更部分はありません。

次に3ページをお開きください。総括図-1でございます。右上から左下に走る赤の太い実線が「3・5・101号 松原鶴田線」の位置を示しております。

4ページをお開きください。総括図-2でございます。図中央部の赤の太い実線が「3・5・110号 弁天通り」の位置を示しております。

続きまして5ページをお開きください。こちらは「松原鶴田線」の計画図になります。赤の実線で示しておりますのが、変更後の「松原鶴田線」の道路区域であります。

次に6ページをお開きください。こちらは「弁天通り」の起点側の計画図になります。同じく赤の実線で示しておりますのが変更後の「弁天通り」の道路区域であります。

次に7ページをお開きください。こちらは「弁天通り」の終点側の計画図になります。同じく赤の実線で示しておりますのが変更後の「弁天通り」の道路区域であります。

続きまして8ページをお開きください。「松原鶴田線」の新旧対照図となります。黄色の実線が変更前で赤の実線が変更後を示しております。

次に9ページをお開きください。「弁天通り」の起点側の新旧対照図となります。同じく黄色の実線が変更前で赤の実線が変更後を示しております。

次に10ページをお開きください。「弁天通り」の終点側の新旧対照図となります。同じく黄色の実線が変更前で、赤の実線が変更後を示しております。

以上が議案第5号の概要でございますが詳細につきましてはお手元の2枚綴じのA3版の説明資料5-1及び5-2をご覧ください。説明資料5-1の左側をご覧ください。

「1.3・5・101号 松原鶴田線の都市計画の概要」についてであります。本路線は清住3丁目を起点とし、宇都宮市西部の住居地域を横断し、JR日光線 鶴田駅まで連絡する延長約4,530mの都市計画道路であります。また「3・4・1号 宇都宮栃木線」や「3・4・107号 宇都宮東京線」などの主要幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路であります。本路線の都市計画は昭和47年3月に当初決定され、平成13年1月に車線数を決定し現在に至っております。

次に「2.整備状況」についてであります。下の総括図をご覧ください。

起点であります①の清住3丁目から②の西原1丁目までの

区間が未整備，②から③の宮原1丁目までの区間は，道路幅員約11mで整備済みとなっております。③から④の「宇都宮栃木線」までの区間が未整備，④から⑤の「JR鶴田駅」までの区間は道路幅員15mで整備済みとなっております。

次に資料右側をご覧ください。

「3. 変更する都市計画の内容と理由」についてですが，変更位置図の青の点線で囲まれております部分の下側に「JR日光線の富士重工踏切」がございます。市道との交差点部におきまして，円滑な交通処理を行うために「JR日光線富士重工踏切」を西に拡幅することから，影響範囲となる「宮の原小学校」の南から「JR日光線」までの区間につきまして，法線を西に変更するとともに，凸部を変更しようとするものであります。

変更位置図の右側は「新旧対照図」となっております。黄色の実線が変更前，赤の実線が変更後となっております。その下は参考図として「横断図」となっております。裏面には，新旧対照図を拡大した平面図となっております。

続きまして「説明資料5-2」の1ページ左側をご覧ください。

「1.3・5・110号 弁天通りの都市計画の概要」についてですが，本路線は宝木本町地内の「3・4・112号 鶴田宝木線」を起点としまして，野沢町地内の「3・4・102号 宇都宮日光線」までを東西に結ぶ延長約1,060mの都市計画道路であります。また「鶴田宝木線」と「宇都宮日光線」を東西に結ぶことにより，南北幹線道路の交通を分散させ市内北部の交通の円滑化を図るための補助的な幹線街路であります。

本路線の都市計画は，昭和47年3月に当初決定され，平成13年1月に車線数路決定し現在に至っております。

次に「2. 整備状況」についてですが，下の総括図をご覧ください。

起点であります「鶴田宝木線」から終点であります「宇都宮日光線」まで既存の市道が道路幅員約7mで整備されておりますが、本路線の道路幅員約12mでの整備は全区間において未整備の状況となっております。

次に資料右側をご覧ください。

「3. 変更する都市計画の内容と理由」についてですが、変更位置図の青の点線①に示しております「鶴田宝木線」との交差点部におきまして、円滑な交通処理を行うためシフト長の拡大が必要となることから、道路幅員を南北両側に拡幅しようとするものです。

また、変更位置図の青の点線②で示しております区間につきまして、市道607号線の整備に伴い「宇都宮日光線」との交差点形状がT字路から十字路になりますことから、事業実施にあたり事業費等を勘案し法線を南側に変更しようとするものです。

中段は「新旧対照図」となっております。黄色の実線が変更前、赤の実線が変更後となっております。その下は参考図として「横断図」となっております。上が標準部、下が交差点部となっております。裏面には新旧対照図を拡大した平面図となっております。

今回の都市計画道路の変更につきましては「松原鶴田線」の関係地権者の皆様には昨年平成22年12月に、「弁天通り」の関係地権者の皆様には4月に個別説明をしております。またこの都市計画案につきましては「広報うつのみや」や「市のホームページ」でお知らせし縦覧を行いました。

「鶴田松原線」につきましては、都市計画法16条に基づく「構想の縦覧」を1月4日から18日までの2週間行い縦覧者は2名ございましたが、意見の申し出はございませんでした。

また都市計画法17条に基づく「都市計画案の縦覧」を3月1日から15日までの2週間行い縦覧者は1名ございまし

田辺幹事

たが、意見書申し出はございませんでした。

「弁天通り」につきましては「構想の縦覧」を5月6日から20日までの2週間行い縦覧者は1名ございましたが、意見の申出はございませんでした。また「都市計画案の縦覧」を6月23日から7月7日までの2週間行ったところではありますが、縦覧者及び意見書申し出はございませんでした。

以上で議案第5号「宇都宮都市計画道路の変更について3・5・101号 松原鶴田線」及び「3・5・110号 弁天通り」の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様からご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

綱川委員

2点ほどお伺いいたします。

今回この松原鶴田線の都市計画の変更ということですが、円滑な交通処理を行うためJR日光線・富士重工踏切部を西に拡幅するということですがどういった理由なのですか。JRが西に広げると自発的に変更されるのか、それとも宇都宮市や富士重工のほうからできればそちらに移動してほしいと要請があって西に踏切を拡幅するようになったのか経緯、経過、理由についてお教え願います。

もう1点。原案では踏切の近くのところの凸部が東側に出ていましたが、参考までになぜ出っ張っていたのかということについても併せてお聞かせいただきたいのですが。

田辺幹事

西に振ったという経緯ですが、西に振ることによって、既存市道との交差角がより90度に近づくので自動車通行の導線がよりよいものになります。また、道路整備に合わせてJRと協議し、事業の用地と現況道路の整備状況、事業費などを勘案いたしまして総合的な判断から法線を西に振る事業計

田辺幹事

画となったところでございます。

また東側の交差点部の凸部ですが，こちらには通常将来の市街地像，都市整備を併せまして交差点の隅切りの確保という観点で都市計画を決定していたという経緯が昭和47年の決定当時にはあったと思います。ただし，実際の市街地の進展，JR日光線と今回の松原鶴田線の整備などを勘案したときにこちらの隅切りを確保していくということが相応しいかどうかという検討も合わせてしましたところ，ここについての隅切りは制限をはずし，今回の法線が望ましいという判断から除外しているということでございます。

綱川委員

1番目の質問につきましては，宇都宮市とJRと協議をして，宇都宮市としても松原鶴田線を整備するに当たって，そのほうがより施工しやすいとJRが協議をしてくれたという理解でよろしいのですか。

田辺幹事

はい

綱川委員

2番目の質問はもう少しわかりやすく説明していただけますか。

田辺幹事

こちらにつきましては，交差点の形状を都市計画の事業区域に入れることで確保するという観点で，47年当時の決定時に区域取りだけをしております。

ただ東に向かつての道路法線は決定しておらず，交差点の形状，区域だけを決定しているということです。その後，40年経って整備のことや事業の進展などを見たときに，この道路計画線について再検討した結果，この区域を確保するにはふさわしくないという判断から，こちらについては変更見直しをした状況でございます。

綱川委員

昭和47年当時は東のほうにも道路を考えていた，将来的に検討する可能性もあるかもしれないということのように考えたということによろしいですね。

田辺幹事

そこにつきましては推測の部分も入ってしまいますが，この交差点形状につきましては，東に道路整備を想定したネットワークと捉えましたが，今回市街地の整備状況などを考えると，こちらの計画が難しいということで修正をかけたということですね。

綱川委員

はい，わかりました。

加藤委員

せっかくの機会ですので，ひとつお聞きしたいのですが，宝木鶴田線については，非常に重要な道路だと思います。

鶴田の区画整理を行っていますので，インター通りまでは区画整理の中で道路ができると思います。しかしインター通りから鶴田駅までは区画整理は行わないので，当時の街路課のほうでも長い間，地権者との話し合いがなかなかできない。それが国の予算までついても流してしまったということですが，長い間その区間についてタッチしているわけですから，できれば収用でもかけてやっていただかないと地域が孤立してしまう，そのことについてインター通りから鶴田駅までの区間の現在の道路整備推進に対して説明をお願いします。

鈴木幹事

ただいま質問いただきました鶴田宝木線の状況ですが，確かに第1期区間としまして，鶴田駅から宮の原中学校の東側の区間まで事業認可を取得いたしまして整備をしております。

委員のご指摘のとおり，地権者でお二人，その方の土地が境界の関係が決まらず進んでいないというところがあります。状況としますと，地権者同士の境界が決まらないので協

力が得られていない状況でございます。

またその北側の区画整理でインター通りまでの区間と宮の原中学校の区間が抜けているのですが、その辺の状況につきましては区画整理の進み具合等を勘案しまして、収用を検討しております。

加藤委員

ぜひとも早期解決をお願いしたいと思います。

森本議長

他にいかがでしょうか。

弁天通りのほうは議論出ていませんがよろしいでしょうか。

特になければ、ご意見・ご質問も出尽くしたようですのでお諮りいたします。

議案第5号「宇都宮都市計画道路の変更」松原鶴田線， 弁天通りについて「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

以上で本日の議事につきましては終了致します。

続きまして「3. その他」ですが事務局から報告等ありますか。

大貫書記

特にございません。

一木委員

「その他」ですがよろしいですか。

雑駁な意見で恐縮ですが、冒頭の挨拶で会長もご挨拶なさいましたけれども、先日のような東日本大震災の発生とそれに引き続く原発関係の事故というのは、いってみれば世界で

大きな影響なのはご承知のとおりです。しかし、宇都宮地域は幸いなことに津波の心配もなく、原発の施設もないわけなのですが、その根底をなす都市計画の思想・哲学としては、私どもの地域にも大きな影響をもたらしたと考えるべきだと私は考えております。

安全性への考え方、あるいはエネルギー政策や環境政策にもたらす影響というのは受け取り方にもよりますが、大きな影響があり、そこから教訓をもらうべきだと私は考えております。

具体的な意見は持っておりませんが、宇都宮地域あるいは栃木県もさまざまな都市計画を持っていますので、あの災害を受けて根本的に見直すべきではないでしょうか。見直す作業を専門家、専門家以外の一般の方含めてみんながやるべきではないかと私は考えています。

ただそれは抽象的に言っても実際に作業は進みませんので、ここは行政にリーダーシップをとっていただきながら、あのような震災や災害から何を学ぶべきなのか、あるいはそれを学んだ上で自分たちのまちづくりをどうするべきなのか、そこは具体的なプログラムの手立てを持って提案していただければと思っております。

ご承知のとおり、当委員会も非常に安全性にかかわる重要な決定をなしたばかりです。将来に向かって同じような問題が起こってくる可能性が十分あるわけですから、そのような備えのためにも、都市計画・まちづくりについて自分たちはどういう風に考えるべきなのか、ひとつのエポックメイキングなのではないかと思っております。

提案などを含め宇都宮市にリーダーシップをとっていただきたいという意見です。

森本議長

ご意見いただきましたが、事務局はよろしいですか。

大きな話も含まれておりましたので、具体的にどうという

話ではございませんが震災復興も含めて、今まちづくりそのものが大きな岐路に立たされているのかもしれない。

冒頭お話しましたが、色々な知見を得るということで、様々な学会が復興がらみで色々な動きをしております。そういった動きも見ながら、本市の都市計画がより良い方向に動くような形で今後の方針見直しがあった場合にはそういう視点を入れ、勉強しながら前向きにやっていくということと、一木委員が言われた具体的なことを検討する可能性があるのかもしれないですが、それは皆さんと議論しながら進めていければと思います。

貴重なご意見ということで今はよろしいでしょうか。

一木委員

はい

森本議長

その他、皆さんのほうから言い足りないことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

特になければ「第51回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

第 5 1 回 宇都宮市都市計画審議会

会 長

森 本 章 倫

議事録署名委員

加 藤 一 克

議事録署名委員

安 藤 英 夫